

学校事故防止検討委員会の検討状況について

平成23年度、藤沢市立学校においては、児童生徒が負傷する事故の発生が続きました。平成24年6月藤沢市議会定例会においては、明治中学校防球ネット事故、亀井野小学校理科実験事故、浜見小学校体育授業事故について報告しましたが、この3件の事故以外にも、学校事故は軽微なものも含めると、日々発生しています。

教育委員会では、事故の大きさや事故後の状況に応じて、学校に対し指導を行い、また学校と連携して対応してきましたが、このような事故が続いて発生してしまったことについては、教育委員会にも一定の責任があり、事故の再発防止及び事故後の適切な対応に向けて取組を強化する必要があると考え、学校事故防止検討委員会を設置することとし、6月市議会において併せて報告しました。

その後、7月25日に、教育委員会担当者と校長、教職員、保護者代表等による検討委員会を発足させ、事故防止に向けたより有効な方策を検討してきました。上記3件の事故をはじめとする過去の事例の原因を究明し、事故発生の背景を分析したうえで、その結果をふまえ、事故の未然防止に向けて、学校がどのような校内体制や指導方針のもとで取り組むべきなのか、また、事故後の対応についてどのような共通理解やルールが必要なのか、等について、本年度中に一定の報告をまとめることをめざして検討しました。

しかしながら、学校事故の原因や背景は学校教育全体の在り方に関わるため、未然防止策も多岐にわたり、また学校の組織や体制、教職員の職務そのものを問い直す作業にもつながることから、全市的に実施する対策については、その有効性や影響について十分検討したうえで策定する必要があります。また、発足後の経過の中で、体罰や児童名簿紛失といった新たな事案も発生し、検討が不十分なまま、具体策の策定に至らなかったものもあります。

このようなことから、これまでの検討をもとに具体策として策定したものを速やかに実施するとともに、検討委員会を平成25年度も継続して開催し、さらに事故の未然防止策や事故後の対応のルールについて検討をすすめていくこととしました。

つきましては、平成25年度から実施することを決定した対策を中心に、これまでの検討状況について報告します。

1. 検討委員会開催の経過

第1回：平成24年 7月25日（水）15：00～17：00

内 容：趣旨説明、平成23年度の主な事故事例の検討

第2回：平成24年 8月29日（水）15：00～17：00

内 容：学校管理下の事故統計資料の検討

第3回：平成24年 10月12日（金）15：00～17：00

内 容：平成24年度のこれまでの事故事例（体罰、児童名簿紛失）の検討、委員（小学校長）からの提案

第4回：平成24年 11月26日（月）15：00～17：00

内 容：委員（養護教諭）からの提案

第5回：平成25年 1月22日（火）15：00～17：00

内 容：検討状況の確認、整理

2. 主な意見と検討内容

第1回においては、検討委員会を発足させる契機となった3件の学校事故を中心に、最近の事故発生の状況や背景について話し合いました。事故や不祥事が発生する背景には、教職員間の共通理解の不足、若い教職員への指導の不足、また、学級や部活動が閉ざされた世界になっている、組織のあり方や組織的対応の取り方が学校によって温度差がある、等の問題があり、学校事故を未然に防止し、また適切な対応を行うためには、教職員個々に指導や問題解決を委ねるのではなく、教職員間で共通理解を図り、学校がチームとして取り組むことが重要であるとの意見が数多く出されました。このような意見はその後にも繰り返し出されており、事故防止に向けた最も重要なポイントと考えられます。第2回以降、校長・教頭の役割や校務分掌のあり方等、学校の組織・体制に関する意見交換を行いました。また、周りの教職員や保護者などが活動の様子を確認しやすいようにできるだけ教室を可視化し、校長や教頭は教室等の巡回をこれまで以上に励行するとの提案も出されました。

加えて、保護者の方からは、教員が多忙化する一方で、事故が増えている状況に対して、保護者も事故の予防やケガへの対処について子どもに教えていく必要があるのではないかという意見、学校に第三者の視点や保護者の意見を取り入れるなど、開かれた学校づくりへ向けた取組を進めることが必要との意見も出されたことから、第2回以降、具体的な方策について意見交換を行いました。

さらに各校の事故事例、ヒヤリハット事例を共有することによって同じような事故の発生を防ぐことができるのではないか、との提起がなされ、教育委員会が各校から数多くの事例を収集し、学校に対してスムーズにフィードバックして再発防止に生かすための方法を検討してきました。

第2回においては、これまで教育委員会や学校が作成している学校事故への対応マニュアルのより効果的な活用方法について、意見交換を行いました。学校からは、マニュアルに基づいて校内研修を行う、マニュアルをフローチャート化して職員室に掲示する等の取組が紹介されました。また、学校がマニュアルの内容について、児童生徒や保護者にも周知することの重要性について指摘がされるとともに、教育委員会として、具体的な事例に基づいた啓発資料を作成しては、との意見も出されました。

さらに、安全点検の方法を見直すことも必要との意見が出され、教職員による実施方法の改善と結果の活用についてだけでなく、学校が児童生徒や保護者の意見を聞く方法についても、アンケート調査の実施や意見箱の設置等、具体的な意見が出されました。

第3回、第4回においては、事故防止に向け、研修会や担当者会のあり方について意見交換を行いました。教育課程や授業方法について研究する目的で組織されている小中学校の教育研究会や、生徒指導に係る情報交換や指導方法の研究を行っている中学校生徒指導担当者会のような既存の組織を活用して、事故事例についての情報交換や意見交換を行うべきであるとの意見が出され、また、臨時的任用職員や非常勤職員については、研修の機会が限られていることから、どのような対応が可能か検討しました。

第4回においては、事務局から学校事故の警察通報及び報道発表の基準について提起し、さまざまなケースを想定して、どのような方向で検討していくか意見交換を行いました。

第5回においては、これまで検討したことを整理し、次年度に向けた方向性を確認しました。

3. 平成25年度実施予定の対策

学校事故の未然防止、事故後の適切な対応に向けた最も重要な点は、学校が組織として機能し、チームとして動くことであることを確認し、教育委員会からあらゆる機会に発信し、市立学校の全教職員間での共通理解を図るとともに、次の具体策については、平成25年度から実施いたします。

① 事故事例、ヒヤリハット事例の共有化

学校において事故または大きな事故につながりかねない事例があった際には、必ず学校は職員会議等で経過について共通理解を図り、原因及び再発防止策について全職員で話し合う。その結果をふまえ、学校長は事例の概要、事後の対応、再発防止策について教育委員会に報告する。

教育委員会が事例を集約・整理して定期的に全校に周知し、各学校は、事故・不祥事防止を目的として定期的に実施し、その内容を教育委員会に報告する事故防止会議等において活用し、同様な事例の再発防止を図る。

② 事故防止に向けた研修の充実、啓発資料の作成

教育委員会は市内、県内における事故事例をもとに、事故防止に向けた啓発資料を作成し、全校に配布する。各学校は事故防止会議等において資料を活用する。

また、教育委員会は、保護者に対しても協力を依頼するため、発信する。

臨時的任用職員・非常勤職員に対しては、任用時に、教育委員会が校長を通して、事故防止に向けた啓発資料を配布し、指導する。また、臨任職員を対象とした事故防止研修を実施する。

③事故の未然防止に向けた指導方法の共有化

小学校教育研究会、中学校教育研究会、学校保健会、中学校生徒指導担当者会、中学校体育連盟等、教職員によって構成される諸組織において、平成25年度の活動の中で、児童生徒の安全、安心及び事故の未然防止という観点から、指導方法の検討を行い、共有化を図るよう、教育委員会として指導する。

4. 平成25年度継続して検討する予定の課題

これまでの検討内容を受け、具体策の策定に至らなかった次の各課題については、今後も継続して検討し、平成25年度中に報告をまとめる予定です。

①学校の組織・体制の改善

学校の組織的な取組や情報収集、開かれた学級や部活動づくり等について、さらに検討をすすめる。

②事故対応マニュアルの整備・活用

教育委員会、また各学校が定めているさまざまな事故対応マニュアルの改善と活用について検討する。

③安全点検方法の見直し

安全点検の効果的な実施と結果の活用について、どのような方法が考えられるか、児童生徒や保護者の意見をどのように取り入れるか、等について検討する。

④事故後の調査体制の確立

重大な学校事故が発生した際に、原因の究明及び再発の防止に向けた調査方法、調査体制について検討する。

⑤学校事故についての報道発表、警察通報の基準の策定

学校事故が発生した時に、どのような基準で報道発表、また警察通報を行うか、基準の策定に向けて検討する。

以 上

藤沢市学校事故防止検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市において発生した学校事故の原因を究明し、事故発生の背景を分析した上で、今後の学校事故の未然防止に向けた有効な方策を検討するために設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市において最近発生した学校事故事例の原因を究明し、事故発生の背景を分析することによって、事故防止に向けた課題を理解し把握すること。
- (2) 事故の未然防止に向けた学校の体制や指導方針のあり方について検討すること。
- (3) 事故後の対応についてどのような共通理解やルールが必要か検討すること。
- (4) その他委員長が必要と認めた事項について検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員及び顧問をもって組織する。

(委員長及び職務代理)

第4条 委員長は教育総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、会議において運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務部学務保健課及び教育指導課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

学校事故防止検討委員会 名簿

	氏 名	所 属	職 名
委員長	桑山 光生	教育総務部	部長
顧問	山田 泰造	教育委員会	教育次長
委員	嶋崎 政男	神田外語大学（学識経験者）	教授
委員	岩野 妙子	浜見小学校（保護者代表）	
委員	清水 直美	片瀬中学校（保護者代表）	
委員	松本 康孝	富士見台小学校（校長会代表）	校長
委員	新屋敷 正隆	滝の沢中学校（校長会代表）	校長
委員	小山 冬彦	羽鳥小学校（教職員代表）	総括教諭
委員	佐藤 千尋	六会中学校（教職員代表）	総括教諭
委員	青柳 雅子	善行小学校（養護教諭代表）	総括教諭
委員	市川 明美	片瀬中学校（養護教諭代表）	養護教諭
委員	中島 徳幸	教育総務部 教育総務課	参事兼課長
委員	嶋村 和三	教育総務部 学校施設課	参事兼課長
委員	高石 佳久子	教育総務部 教育指導課	参事兼課長
委員	吉住 潤	教育総務部 学務保健課	参事兼課長
事務局	吉住 潤 西山 勝弘 窪島 義浩	学務保健課 学務保健課 教育指導課	課長 課長補佐 指導主事

体罰の根絶に向けて

すでに発表があったとおり、9月6日付けで市内の中学校教諭が、体罰を行ったことで懲戒処分を受けました。体罰は教育公務員として絶対に許されない行為であることは、これまでも各学校において校長から指導があり、共通理解が図られてきたはずですが、あらためて市内の全ての学校において体罰の根絶に向けて取り組んでいただくため、この資料を作成しました。

次の各問いについて、あなたはどのように考えますか？自分の考えをまとめたり、同僚と話し合ったりしてみてください。

- Q1. 体罰とはどのような行為をさすのでしょうか？
- Q2. 体罰は絶対に許されない行為なのでしょうか？それはなぜでしょうか？
- Q3. 体罰を行ってしまったら、どのような責任が生じる可能性がありますか？
- Q4. (中学校のみ) 部活動においても、体罰は許されないのでしょうか？
- Q5. 体罰だけが指導上許されない行為なのでしょうか？
- Q6. 体罰を行ってしまったら、また同僚が体罰を行っていることを知ったら、どうすればよいのでしょうか？
- Q7. 体罰を防止するために、どのような取り組みを行ったらよいのでしょうか？

以 上

体罰の根絶に向けて(回答例)

資料にあげた問いに対して回答例を作成してみました。市教委としての基本的な考え方を示しています。学校ではまた違った考え方も出てくると思いますが、その内容については今後の参考にしたいのでぜひお知らせください。また、Q7についてはあえて回答例を示していません。学校で考えた取り組みをぜひご報告ください。

Q1. 体罰とはどのような行為をさすのでしょうか？

身体に対する侵害を内容とする懲戒一なぐる・けるの類一はいうまでもなく、正座させる、立たせる、食事を与えない等、肉体的苦痛を与えるような懲戒も該当します。「身体に対する侵害」をわかりやすく言えば、教職員が児童生徒に痛み等の苦痛を与えることを予見して行う行為、と言ってもよいでしょう。そういった行為は軽重を問わず、暴力の一種と考えられます。今回処分の対象となった7件は、1件を除いて生徒にケガをさせるには至ってはいませんが、すべて体罰と認定されました。

Q2. 体罰は絶対に許されない行為なのでしょうか？それはなぜでしょうか？

体罰は学校教育の基本法規である学校教育法によって明確に禁止されています。教職員による暴力はたとえ児童生徒を負傷させなくても、心を深く傷つける可能性があります。また、現在では「悪いことをしたら殴られてもしかたがない」と考える児童生徒や保護者は一部であり、「体罰はあってはならない」「児童生徒の暴力を制止し、指導する立場にある教職員が暴力をふるうことは許されない」との認識が広がっています。暴力的ないじめが大きな問題となっている今、このことはますます社会通念として強くなっており、たとえ体罰によって一時的に生徒を従わせることはできても、児童生徒のモラル形成上大きなマイナスとなります。

Q3. 体罰を行ってしまったら、どのような責任が生じる可能性がありますか？

今回の件のように、まず懲戒処分の対象となります。県の「懲戒処分の指針」には、「児童生徒の怪我が重傷の場合、常習的に行っていた場合、体罰の態様が特に悪質な場合は免職、停職又は減給」とあります。これは教職員としての経歴に残る処分です。また、児童生徒を負傷させれば、損害賠償を求められる場合があります。さらに、被害届が提出されれば、暴行罪、傷害罪等の刑事罰の対象となる可能性もあります。このように行政責任、民事責任、刑事責任を個人として問われるだけでなく、学校全体、市全体、ひいては公教育全体に対する信頼を失わせることとなり、その責任は個人として回復することができる範囲を超えます。

Q4. (中学校のみ) 部活動においても、体罰は許されないのでしょうか？

現行の部活動が、教職員の勤務上大きな課題があることは確かですが、そのことから部活動指導は学校から独立して行ってもよい、と考えることは間違いです。新学習指導要領には「学校教育の一環」として位置づけられ、保護者の多くが部活動を「公立学校の教職員が、公教育一般の教育方針の下に指導している」と考えています。保護者の中には厳しい指導によって生徒を鍛え、実績をあげてを求める方もいるでしょうが、それをよいことに体罰を行ったり、過度に厳しい指導を行うことはあってはなりません。公立中学校の部活動は、より多くの生徒が努力に応じた結果を出すことができるよう、顧問が生徒一人ひとりに対して温かい目を持って指導するべきです。

Q5. 体罰だけが指導上許されない行為なのでしょうか？

県の「懲戒処分の指針」では、「不適切な言動等」として、「児童生徒の心を傷つける言動、児童生徒間のいじめの放置又は助長等の不適切な言動等」をあげています。「言葉の暴力」と言えるような、「バカ」「アホ」「死ね」「消えろ」「邪魔だ」「目障りだ」等の言葉を児童生徒に投げつけることは、どのような場合であっても、教職員として「不適切な言動」であることは明らかです。

Q6. 体罰をつい行ってしまったら、また同僚が体罰を行っていることを知ったら、どうすればよいのでしょうか？

第一に体罰を受けた児童生徒のケガの有無を確認します。続いて校長または教頭に報告します。目撃したり児童生徒からの訴えを受けた場合もためらわず速やかに報告します。その後は校長の指示に従うこととなりますが、事実経過についての調査（体罰を行った教員だけでなく児童生徒への聴取も）、児童生徒と保護者への謝罪、児童生徒の心身の傷に対するケア、さらに全職員への周知と他に同様の行為がないかどうかの確認、市教委への報告等は欠かせません。全職員が事の重大さを認識し、共通理解をもって、できるだけ速やかに対応することが重要です。

7. 体罰を防止するために、どのような取り組みを行ったらよいのでしょうか？

※いかがでしたか。以上の回答例を参考に、自分自身の体罰根絶に向けた考え方、姿勢をしっかりと問い直してほしいと思います。そして、考えたことを、この場限りのものではなく、今後のあなた自身の、また学校全体の教育活動に生かしてくださることを願っています。

以上